

2004年(平成16年)(行口)第12号

在外被爆者健康管理手当等請求控訴事件

控訴人 向 井 昭 治 外

被控訴人 広 島 県

準 備 書 面

2005年8月23日

広島高等裁判所 第4部 御 中

控訴人訴訟代理人弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 奥 野 修 士

同 弁護士 田 邊 尚

同 弁護士 中 丸 正 三

同 弁護士 二 國 則 昭

同 弁護士 藤 井 裕

第1 被控訴人の時効消滅の主張が権利濫用であること

1 原判決の示した判断

原判決は、消滅時効の援用（主張）が権利濫用等にあたるというためには、債権者が時効中断の措置を講じなかったことにやむを得ない事情があり、債務者の時効の援用が社会的に見て相当といえる範囲を逸脱したと認められる場合であるとした上で、本件はそのような場合に当たらないとする。

2 消滅時効の主張は権利濫用ないし信義則違反にほかならない

- (1) 1974年7月22日に発せられた厚生省公衆衛生局長通達（以下、402号通達という）は、広島高裁2005年1月19日判決（甲32）が、正しく指摘するとおり、当時、在外被爆者からの被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給に係る申請の増大を予測した国が、その対策として、被爆者健康手帳の交付を受けても日本から出国すれば失権し、手当も受けられないとの人道目的の法律の趣旨に反する解釈を行い、在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付等を受けることの意義が極めて限定されたものにとどまることを認識させる意図のもとに発出されたものである。
- (2) 要するに、この通達は、在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の取得や健康管理手当など各種手当の受給をあきらめさせ、その申請を行わないよう働きかけることを意図して発出されたものなのである。そして、実際に、その結果は効を奏し、多くの在外被爆者が402号通達の存在のために、来日してまで、手帳を申請しないという事態が招来されたのである。

この点、前記広島高裁判決では、「一般に通達が行政組織内部において法的拘束力を有するにすぎない」としても、402号通達は、「限定された範囲の被爆者を対象に行われた一種の処分にも匹敵する実質を有する」としたのは、402号通達の発出された意図とその効果をいみじくも示したものである。

この402号通達が被爆者援護法等の被爆者法に違反するという司法判断はすでに確立し、在外被爆者が在外被爆者である限りは、被爆者法の適用を否定し

何らの救済も援助も与えないという取扱いが，国家補償的配慮を根底にして，国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的な見地から立法された被爆者法の趣旨，目的に反する違法なものである判断を受け容れ，2003年3月に，厚生労働省も402号通達を改めた。

- (3) しかしながら，他方で，この402号通達が約29年の永年にわたって存在したが故に，これまで多くの在外被爆者が，被爆者法による救済・援護を受けることを断念してきた経過がある。

日本に来て被爆者健康手帳をとっても，日本を出国すれば失権すると知り，意味がないと考えていた日本国外に居住する被爆者は，2002年12月に，厚生労働省が402号通達を変更するように方針を変えることを決定したのち，在外被爆者，とりわけ在韓被爆者で日本に来ることのできる者が手当の申請や手帳の申請をするために，非常に多数の者が来日した。2003年の1年間に日本に来て，被爆者健康手帳や健康管理手当の申請を行った在韓被爆者だけでも，1000名を超えている。

このために，広島市役所などでは，日本国外からの仮申請が集中し，審査のために多くの時間を要することになり，長期間待たされる状況がある。このように，日本国外に出国しても健康管理手当の支給が継続されるようになり，日本に行き被爆者健康手帳の交付を受けて，健康管理手当を受給することが継続できる状態になったことを契機として，すでに高齢になった多くの在外被爆者が日本に来て，被爆者援護を求めるといふ動きになっている。この事実を見ると，これまで402号通達が存在していたために，被爆者健康手帳や手当証書が失権扱いとなるという不当な取り扱いによって，在外被爆者が日本に来てまで，被爆者健康手帳の交付や健康管理手当などの申請をするということにならなかったのである。このことは正に，402号通達の存在が，事実上，在外被爆者の権利を剥奪してきたことを端的に示しているのである。

- (4) 以上のように，在外被爆者とりわけ在韓被爆者が多く日本に来日する事態

を予期して、これを妨げる通達を発出し、本来果たすべき義務を怠ったものが、そのことを棚に上げて、提訴するのが遅すぎたと主張することは許されない。

3 時効消滅の主張が権利濫用であることを認めた判例の検討

(1) 自らが違法状態を作り出した者の時効援用が権利濫用と判断された事例

河北新報社男女定年差別事件第一審判決（仙台地裁1983年12月28日判決・判例タイムズ516号195頁以下）は、女子について若年定年制を定め、1971年に、45歳で定年解雇され、1978年に提訴した事案で、就業規則中、女子の定年を男子の定年より10歳低く定める部分は、専ら女子であることを理由として差別したことに帰着し、性別のみによる差別を定めたもので、無効であると判示し原告を勝訴させたが、その訴訟で、原告が請求した各賃金賞与請求権について、被告会社が2年の時効期間を経過しているとして、消滅時効を援用した点について、以下のように判示した。

すなわち、「無効である定年制を適用して原告を定年解雇とし、違法無効な2号嘱託として原告を処遇し、その間女子の定年を延長しながら、これを原告に適用することなく、違法状態を10年余りに亘り継続してきたのは、ほかならぬ被告自身であることは前示のとおりであり、これに原・被告間の地位関係等を合わせ考えると、原告が権利の上に眠り権利行使を怠ったとして責を負わずことは、著しく公正の原則に反するといふことができ、結局被告の時効援用は、権利の濫用として許されない。」とする。

この事案では、後に違法無効とされる取扱いをして原告に対して、不利益を与えているのに、提訴が遅れたとして、原告に対し、時効消滅の主張をするのは、権利の濫用とされる。

確かに、1971年当時は、男女定年差別訴訟のリーディングケースである日産自動車男女定年差別事件の最高裁判決（1981年3月24日・民集35巻2号300頁）はおろか、第1審判決（東京地裁1973年3月23日・判例時

報698号36頁)も出ていない段階であり、男女定年差別が多くの企業で行われていたと思われる。そのため、原告が訴訟しても勝訴できるかどうか確信がもてずに、提訴が遅れたことがあったのかもしれない。しかし、前記判決は、結果として違法と評価される行為を実行した者とその違法行為の結果として不利益を受けた者の利害を比較衡量したときに、不利益を受けた者を権利の上に眠り権利行使を怠ったものとして、不利益を負わせることは著しく公正の原則に反するとした。

本件では、1974年7月に、402号通達が発出されてから、2001年6月に郭貴勲事件における大阪地裁判決で、402号通達が違法無効であると判断され、さらに、2002年12月に郭貴勲事件大阪高裁判決に対して、厚生労働省が、上告を断念し判決を受けいれることを決定し、健康管理手当を受給中の被爆者が日本国外に出国しても、継続して受給できるように方針を変更した。しかし、それまで、実に28年間もの間、厚生労働省は、違法無効な402号通達により日本国外に居住している被爆者は、原爆2法や被爆者援護法による援護の対象外の被爆者とされてきていたのである。

この間、在外被爆者らが被爆者法による救済・援護を求めることをあきらめさせるといふ、402号通達を発出した意図は効を奏し続けてきた。

このように、健康管理手当に要した費用の最終的な負担者である国が、在外被爆者らが被爆者法による救済を求めることを事実上抑制するため、402号通達を発出し、永年にわたり控訴人ら在外被爆者らに対して、被爆者法による救済が及ばないとの解釈を示して続けてきたことに鑑みれば、本件で、その事務を行う被控訴人が本件健康管理手当支給請求権の時効消滅を主張することが、信義に悖り、社会的に見て相当といえる範囲を逸脱するものであることは明らかである。

この点につき、原判決は、被控訴人の時効消滅の主張を何のためらいもなく容認し、402号通達に基づく在外被爆者への手当の不支給を単なる債務不履行にすぎないなどと述べており、自らの判断が、前述したような行政の不誠実かつ違法な施策を追認する結果となるという自覚が全く見られない。

さらに、原判決は、本件のような事案において、権利濫用等の評価を下すとなるとすると、法律関係の早期確定を図るために置かれた時効規定の趣旨に反すると述べる。しかしながら、本件において、行政の便宜を図るための5年の時効消滅を適用するのは、著しく公平の原則に反する。

特に、事実上提訴が不可能な状況にあるブラジルに居住する控訴人らに、健康管理手当が不支給とされた後、5年以内に訴訟を提起しない限り、時効によって救済も援助も得られないという判断が、国家補償的配慮を根底にして、国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的な見地から立法された被爆者法の趣旨、目的に反するものであることは明らかである。

(2) 債務者が債権者の生活を困窮させて、権利行使を困難にした事例

東京高裁1995年12月21日判決(判例時報1559号49頁)は、離婚に伴う財産分与及び慰謝料債権について、債務者の消滅時効の援用が権利の濫用にあたりと判示された事案につき、権利の時間の経過により権利消滅させることの根拠について、消滅時効の制度は本来債権の不成立や弁済による消滅に関する証拠を長期間保存する負担から債務者を開放することを主眼とする制度であって債務の履行を免れさせること自体を目的とするものではないとする。

そして、本件のように債権者が債務者の行動に起因して生活に困窮しひいて権利行使のために要する費用を支弁することができないことから権利の行使が遅れる場合にそのことをとらえて債務者が時効による債権の消滅を主張することは時効制度の予想しないところであり、まして本件では債権者の将来における権利行使の意図を債務者として十分認識しえたのであり、そうであるなら債務者としては将来における債権者の権利行使に備え弁済等の証拠があればこれを保存しておき権利行使の際にそれを裁判所に提出して債権消滅等の主張をすれば足りるところ、時間の経過のみを主張して債権の消滅の効果を導こうとする債務者の本件時効の援用は時効制度を濫用するものといわねばならない、と。

この事案では、「債権者が債務者の行動に起因して生活に困窮しひいて

権利行使のために要する費用を支弁することができないことから権利の行使が遅れる場合にそのことをとらえて債務者が時効による債権の消滅を主張すること」を問題としている。

前記事案と本件とを比較すると、控訴人らは、自費によってブラジルから帰国治療を受けるのが困難であったときに、広島県・市、長崎県・市などから招聘されて治療を受けていたものである。その際に、控訴人らは、被爆者健康手帳の交付を受け、また、健康管理手当の受給を受けることになった。そのことによって、一定の生活の安定が保障されたかにみえた。しかし、日本から出国し、ブラジルに帰国することによって、健康管理手当の支払が受けられなくなったものである。

控訴人らが健康管理手当を打ち切られた当時の状況において、ブラジルから日本の裁判所で、そのことに関して訴訟を提起することは、ブラジル国内における日本の法律についての知識が一般的に流布しているとは言い難い状況にあること、日本とブラジルの場所的な隔絶、訴訟に要する費用の問題などからして、およそ不可能なことであった。

日本国外に居住する被爆者が、日本を出国したことにより、健康管理手当が打ち切られることについての提訴が困難で、およそ不可能であることを見越して、402号通達により、打ち切ったことは、生活を困窮に陥れ、ないしは、困窮状態のままとして、権利の行使が遅れることを狙ったものとも評価でき、かかる場合に、消滅時効を主張するのは、権利の濫用にあたる。

(3) 炭坑で勤務していた者に対して、安全配慮義務を怠りじん肺を発生させた事例

常磐炭礦磐城砒業所じん肺訴訟第一審判決（福島地裁いわき支部1990年2月28日判決）では、被告会社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に関する時効の援用に関してであるが、以下のように判示する。

被告会社の安全配慮義務違反の主観的態様が悪質であること、被告会社におけるじん肺教育の杜撰さが原告らの被害認識を妨げ権利行使を阻害した面があ

ることなどからすると、原告ら元従業員の救済は被告会社の責任であり被告会社には右責務を果たすことが強く求められているところ、被告会社が賠償義務を果たしていないことは明らかである。

本件が時間の経過により証拠が散逸したため弁済の事実を立証しえない場合には当たらないから被告会社に時効による保護を与える必要性は乏しく、被告会社が時効を理由に損害賠償責任を拒否することは著しく正義に反するのであり、また他方、本件訴訟は事実認定上も法律構成上も相当に複雑・困難な部類に属するので本訴提起は専門家集団の尽力による周到な準備の上にはじめて可能であったなどの事情からして、本訴提起にはあらゆる意味で機が熟することが必要であったといわざるをえず、原告らを権利の上に眠っていた者として非難することはできず、また原告らにおいて被告会社の応訴が著しく困難になるのを狙ってあえて提訴を遅らせたという事情も認められないから、原告らに時効による権利消滅の不利益を負わしめるのは相当なことではない。

以上からして、被告の消滅時効の援用は客観的にも著しく正義に反し、消滅時効制度の趣旨にも沿わない結果となるのであるから、権利の濫用として許されない。

以上の判決が指摘する諸点につき、本件について検討する。

まず、被控訴人や被控訴人の訴訟活動を実質的に左右している厚生労働省の行動が如何に悪質なものであったかをみる。

控訴人らが、日本を出国後に健康管理手当を受給できなくなったのは、1974年7月22日発出のいわゆる402号通達を根拠とするものである。この取扱いについて、被控訴人は本訴訟においても2002年12月までは法律の解釈がそのようになっていると主張し、単なる通達でしかないものを法律の内容であるとして強弁してきていた。このことに鑑みても、厚生労働省は、控訴人らに対しても、法律に基づいて支給される健康管理手当は、日本国外に出国した時点で、そもそも発生しなくなり、権利がないとして対応してきていた。

現時点では、402号通達にある日本国から出国することにより被爆者の権利が失権されるという取扱いは、被爆者援護法に照らして違法無効なものであることが確定した。しかし、そのようになったのは、2002年12月のことであった。そして、広島高裁判決2005年1月19日判決（甲32）は、前述のような402号通達を発出したこと自体について、法律の解釈を誤ったものであり、職務上の義務違反となると認定している。

このように、単なる通達を法律そのものであるかのように主張してしてきた経緯は、まさに、被控訴人が、控訴人らを含む在外被爆者に、「訴訟しても勝ち目はない」とのメッセージを発して、控訴人らの提訴を妨害していたものであり、在外被爆者に対して、極めて悪質で、差別的な対応をしてきたものと評価できる。

また、被爆者に対する援護について、孫振斗事件最高裁判決（1978年3月30日第一小法廷判決）は、以下のように述べ、被爆者援護法に組み込まれた原爆医療法について、実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあること、また、その救済について、内外人を区別すべきでないことを指摘している。

すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということが出来る。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」

「わが国の戦争被害に関する他の補償立法は、補償対象者を日本国籍を有する者に限定し、日本国籍の喪失をもつて権利消滅事由と定めているのが通例であるが（戦傷病者戦没者遺族等援護法一一条二号及び三号，一四条一項二号，二四条，三一条一項二号，戦傷病者特別援護法四条三項，六条一項等），原爆医療法があえてこの種の規定を設けず，外国人に対しても同法を適用することとしているのは，被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに，その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにほかならず，同法が国家補償の趣旨を併せもつものと解することと矛盾するものではない。」

この判示からは，国が責任主体となつて行ふ被爆者援護は，内外人を問はず，日本国が戦争遂行した結果，被爆者が生じてしまったことについて，日本国の責任により救済をはかるといふものであることが明らかである。

また，本件では，時間の経過により証拠が散逸したため弁済の事実を立証しえない場合には当たらないから，被告に時効による保護を与える必要性は乏しく，被告が時効を理由に未払手当の支払いを拒否することは著しく正義に反する。

さらに，本件訴訟は，402号通達によって日本国を出国すると当然に失権するという取扱いをどのように評価するかをめぐり，「処分」と構成して行政訴訟によるべきか，あるいは，「処分」ではなく，単なる給付訴訟でよいのかなど，法律構成上も相当に複雑・困難な部類に属するので本訴提起は専門家集団の尽力による周到な準備の上にはじめて可能であったという事情があり，本訴提起にはあらゆる意味で機が熟することが必要であったといわざるをえないという点においても同様であった。したがって，本件控訴人らを権利の上に眠っていた者として非難することはできず，また本件控訴人らにおいて被控訴人の応訴が著しく困難になるのを狙ってあえて提訴を遅らせたという事情も認められないのである。

(4) 水俣病患者の損害賠償請求につき除斥期間の主張を権利濫用とした事例

水俣病京都訴訟第一審判決（京都地裁1993年11月26日判決・判例時報1476号3頁）では，被告ら（国，県）による除斥期間の主張に関して，

権利の濫用であるとして、時間の経過による権利消滅を認めなかったが、以下のよう
に判示している。

本件訴訟提起に至る経緯をみると、原告患者Xらにおいてもまず補償協
定による救済を受けることを期待していたことから、訴訟提起が遅れたこと、右補
償協定による救済の遅延の主たる原因は被告Y3ら（国・県）による水俣病の行政
認定業務の遅延にあること、またXらにおいて偏見・差別にさらされることを覚悟
して損害賠償請求権を行使することは容易でないことからしてXらにおいて損害賠
償請求権の行使が遅れたことを責めることが妥当でないことはもちろん、補償問題
などの経緯を熟知しているY3ら（国・県）において殊更除斥期間経過の主張をす
ることは著しく信義則に反することであり、更に、水俣病においては国民の福利増
進の責務を負う国又は自治体においてこそ、その被害の実態や被害の拡大状況等
について積極的に調査説明すべきでありまたそれをするに十分な能力を有するもの
であるからXらの権利行使が遅れたとしてもY3ら（国・県）が訴訟上の防御方法を
講ずることが長期間の経過により著しく困難になるとも考え難いものであって、こ
れら諸般の事情にかんがみるならば、Y3ら（国・県）において除斥期間の経過を
主張することは権利の濫用というべきである。

本件についてみると、控訴人らの所属している在ブラジル原爆被爆者協
会は、1984年7月15日に結成され、それ以後、毎年、その代表が日本に帰国
して、日本政府や広島県・市、長崎県・市に陳情を繰り返してきていた。その中で、
北米で実施されている健康診断事業が、南米でも実施されるようになるなどの進展
を見て、日本にいる被爆者と同等の援護を求めて陳情による解決を期待して行動し
てきた。

そして、ブラジルで、被爆者として名乗りを上げることは、周囲からの
偏見・差別にさらされることを覚悟せざるを得ない状況にあった。また、被爆者で
あることが判明すると病気になるリスクが高いとして、ブラジル国内で加入してい
る民間の医療保険を打ち切られる虞もあった。その上、さらに、日本政府を実質的

な相手方として、訴訟を提起することになると、周囲の目にさらされることから、在ブラジル原爆被爆者協会の内部においても、本件提訴時においてすら、提訴に反対する意見が出るほどの状況であった。

他方、被控訴人は、1974年に発出した402号通達によって、悪質かつ差別的に、日本国外居住の被爆者に対する援護を意図的に怠ってきたという経緯がある。

また、被爆者援護は、国家補償的配慮が制度の根底にあり、その責任主体は日本国であるから、本来、国において、積極的に日本国外に居住する被爆者の援護を行うべき責任があったのに、それを怠っていたため、控訴人らの被害認識を妨げて、本件提訴が遅れた点があることも否定できない。

さらに、消滅時効の制度は本来債権の不成立や弁済による消滅に関する証拠を長期間保存する負担から債務者を開放することを主眼とする制度であって債務の履行を免れさせること自体を目的とするものではないから、本件では、控訴人らの提訴時期が遅れたとしても、それにより、証拠が散逸して、被控訴人の防禦に支障を生じることはない。

このように、本件でも、水俣病患者の事件で、除斥期間の適用による権利消滅が排斥されたのと同様の状況にあるから、本件で、消滅時効を主張するのは、権利の濫用にあたる。

(5) スモン患者の損害賠償請求につき消滅時効の主張を権利濫用とした事例

新潟スモン訴訟第一審判決（新潟地裁1994年6月30日判決・判例タイムズ849号279頁）では、製薬会社との和解を拒否したスモン患者の被告会社の損害賠償請求について、消滅時効の援用を権利の濫用として、以下のように判示する。

スモン患者Xの有する損害賠償請求権について、因果関係を基礎づける基礎資料は製薬会社Yら側に偏在しており、しかも資料の性格からして年月の経過によって証拠が散逸する危険はほとんど考えられず製薬会社らが時間の経過により

訴訟上の防御に困難を来したという事情は認められないこと，スモン事件については患者が偏見，差別にさらされていたものであり訴えを提起することは容易でなかったと認められること，同時期に訴えを提起した多数のスモン患者の中には同じく時効が問題となるケースがあったはずであるのにそれについては和解により被害の救済をみているが，ひとり和解を拒絶したXについてのみ消滅時効を認め損害賠償を否定するのは著しく不平等であること，弁論終結の間近になって時効の主張をするのは10数年にわたって訴訟活動を続けてきたXを徒に苦しめるものであって相当でないことなどにかんがみれば，Yらが消滅時効を援用することは権利濫用というべきである。

本件でも，証拠の散逸する危険がないことはこれまでも指摘したとおりであり，また，スモン患者と同様に，被爆者ということで名乗りを上げることに より，偏見，差別にさらされる危険があった点でも同様である。

本件では，一審段階では，当初10名が原告となって裁判を行ってきたが，そのうち7名の原告については，その請求した未払手当について，全て支払を受けることができているにもかかわらず，本件で控訴している3名のみが，本来支払われるべき健康管理手当が時効にかかり消滅したとされているのである。これは，本来的に同じように取り扱われるべき者の間で，不平等が生じていることになる。

以上の諸点に照らして，本件でも，スモン患者の事件で，消滅時効の援用による権利消滅が排斥されたのと同様の状況にあるから，本件で消滅時効を主張するのは，権利の濫用にあたる。

第2 地方自治法236条1項は，本件においては適用されない（予備的主張）

1 地方自治法236条1項は，「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は，時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか，五年間これを行なわないときは，時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で，金銭の給付を目的とするものについても，また同様とする。」と規定しているところ

る、会計法30条においても主体が国であるという点が異なるだけで、実質的には全く同様の規定がなされており（会計法30条「金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」）、地方自治法236条1項と会計法30条の趣旨は同一であるといえる。

ところで、最高裁判例によれば、会計法30条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年の消滅時効期間を定めた趣旨は、「国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくもの」であって、「同条の5年の消滅時効期間の定めは、右のような行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であつて他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用されるもの」であり（昭和50年2月25日最高裁第三小法廷判決・民集29巻2号143頁、判時767号11頁等）、このことは、地方自治法236条1項においても同様である。

2 ところが、本件は、在外被爆者らを狙い打ちにした国賠法上違法な通達によって手当を支給しなかったという、実質的には被告による不法行為とも言うべき事案であって、このような402号通達の実質については、いわゆる三菱徴用工事件の広島高裁判決が明確に判示するところである（甲32、162頁ないし178頁等、例えば、同判決は402号通達について「402号通達は、在外被爆者からの被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給に係る申請が増大することを予測した上で、そのことへの対策として、被爆者健康手帳の交付を受けても出国すれば失権し、各種手当も受けられないとの解釈を示し、これに従った行政実務の取り扱いを徹底して、当事者である在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付等を受けることの意義が極めて限定されたものにとどまることを認識させる意図のもとに発出されたものであると認めることができる。」

（同号証166頁）「また、被爆者法は、いうまでもなく広島、長崎で原爆を

被爆して健康被害を受けた被爆者を対象とするものであって、広く一般の国民や外国人を対象とするものではない。当然ながら、402号通達の対象も同様であり、その意味では、この通達は、そのように限定された範囲の被爆者を対象として行なわれた一種の処分にも匹敵する実質を有するものということもできるのである。さらに、被爆者の救済という特殊な目的を有する制度、法律に関することをも併せ考慮すると、本件と他の通達の違法の問題一般とを同様に考えることはできない」（同号証174頁ないし175頁）（下線部は引用者）と判示しているのである。）。

すなわち、本件は、単純な計算間違いや手続上の過誤による不支給の事案でもなければ、不特定多数の国民（住民）を対象としたものでもなく、在外被爆者のみを対象とした違法な通達を発出して、在外被爆者の権利行使を妨害していたという事案であって、およそ「行政上の便宜」を考慮すべきような事案ではないのである。

さらに、前記最高裁判例は、自動車による事故の事案に関するものであるところ、会計法30条が適用されない理由について「国が、公務員に対する安全配慮義務を懈怠し違法に公務員の生命、健康等を侵害して損害を受けた公務員に対し損害賠償の義務を負う事態は、その発生が偶発的であつて多発するものとはいえない」ことも理由にしているが、本件は、前記三菱徴用工事件の広島高裁判決が認定しているとおり、国賠法上も違法な402号通達に起因するものであって、極めて特異な事案であることは明らかであり、前記最高裁判例の事案と比較しても、本件のように異常な通達が発出されるという事態が多発するものとも考えられない（なお、本件のような異常な通達を多数発出しているわけではないことは、被告も否定しないであろう）。

以上のとおり、本件は、地方自治法236条1項の適用範囲から著しく逸脱した事案であって、前記最高裁判例の趣旨に照らしても、同条項が適用されるべきものでないことは明らかである。

3 そして、地方自治法236条1項の適用が排除される結果、本件においては、原則どおり民法167条1項により、時効期間は10年であるというべきである（地方自治法236条3項）。

そうすると、仮に、時効期間の起算点について、原審が認定するとおり各支給月末日からであるとしても、本件控訴人はいずれも10年の時効期間が満了する以前に本件訴えを提起しているのであるから、そもそも、消滅時効は問題とならない。

以 上